

北欧と欧州政治経済統合

— 財務報告制度制定の成立背景 —

Nordic Countries and European Political Integration-The Background of Financial Reporting System

木村 敏夫*

Toshio Kimura

企業の財務報告制度の設定は政治経済活動等に左右される。政治経済活動は、必然的に、「共通の利益」を求め相互連携を築く。相互連携は、域内・地域統合に深化し、地域共同体を創設させる。地域共同体は、経済・政治、防衛等を包含する組織体を形成していく。これに周辺諸国を取り組んでいく。北欧諸国は漸次、地域共同体の加盟を選択する。同時に、財務報告は、地域共同体の仕組みの中で制度化されていく。

キーワード：EC、EFTA、EU、EEA、北欧理事会

I. 序

「社会」は組織体を維持するために「制度」「枠組」を制定する。制定する主体は組織の統治者で在る。「企業」の財務報告書の作成・開示規制等の制定は統治者で在る「行政」等の主体が企業に課すことから展開する。統治主体の選択、決定が諸制度の設計、枠組を決定する。主体の選択・決定は、政治経済等の環境要因（変数）に依存する。財務報告の作成・開示目的を制度設計の主体の視点から検証すると、課税目的と課税制度設計、情報開示制度の確立、会計不正防止（債権者保護等）、資本市場の整備（拡大）等が主目的に在る。

企業の財務報告制度（経済活動の認識・測定・作成開示等の規則）は、主に各国独自の政治経済環境等に対応して、帳簿記録法、会社法、会計法（年次財務諸表法）等が制定され確立してきた。しかし、独自に展開した制度は域内・地域等の対外諸関係から影響を受ける。行政等が設定する社会制度の枠組制定に最大の影響力を持つのが対外関係は政治経済活動で在る。共通の利益を求め政治経済活動に参加する諸国は、徐々に国民国家の枠から域内、地域、グローバルと拡大する。経済活動の拡大に準拠した、経済活動を支える政治活動も域内、地域、グローバルに拡大する。共有利益を得るために相互組織が形成される。グローバル社会は、国民国家という枠組み

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

から域内・地域を包含した国際経済政治の主体（組織体）を出現させる。

経済政治、文化等がグローバル（越境空間）化するには地域性（時間）が介在する。各国の政治経済要件に差異が在るように、企業の事業環境にも差異が在る。しかし、自主独立を貫くことは不可能で在る。国家（政府・行政）は地域等の相互依存の関係のなかで存立する。国家の枠の中で事業活動を展開する企業は国家の諸関係、相互作用に左右される。しかし、国家も企業も独自・独立を維持することは困難な状況に在る。企業の諸制度は、国家間の諸関係から、一定の形態に包摂されて行く可能性を示している。経済活動は相互依存関係を深化しながら関連諸国を取り込み、進展することは自明で在る。経済与件は可変で在り、必ずしも諸国間の経済的利害が一致するとは限らない。経済関係は関連諸国との調整が行われる。財務報告制度も、経済協力・統合、域内・地域共同体等に創設等に対応して調和、統合の過程を経る。

北欧諸国の財務報告制度の制定枠組は、域内・地域市場統合、地域政治経済組織体、地域共同体設立、同共同体への加盟選択に関連する。北欧諸国は独自の域内共同体設立を試みるが、地域共同体へと取り込まれて行く。本論は、第二次大戦後、財務報告制度の枠組を確立させた北欧と欧州諸国の関係を地域共同体の設立に至る時間軸（時系列）をもとに、北欧諸国が選択した共同体等の加盟決定等を検証する。

II. 域内・地域統合

「欧州諸国」¹⁾は独立の経済、自主防衛等が成り立たない地勢に在り、この地勢的関連から、歴史的に政治経済、国防等の相互関係（相互補完、相互依存関係）を構築し、これを組織体等に発展させ、運営して来た。さらに、諸制度の統一を図ることを目的として「地域共同体」を創設している。経済活動は相互関係から国境を越えざるを得ない。経済活動には国境線が存在しない。しかし、国家として独立した存在形態が存在する限り、経済関係等に関し相互依存関係を確立しなければならない。ここに国際的な組織体制の形成が生じる。独自、独立から相互補完・依存・連携、地域統合、域内統合が相互依存関係を構築する方法と成らざるを得ない。

北欧諸国は類似の社会制度を有し、類似の社会制度を確立することを試みてきた。歴史的、言語、政治、課税制度、教育水準、国際貿易等の類似性は、共通の利益を求め、社会制度、利益共同体を設置するための条件を揃えてもいる。一方で、欧州地域に位置する北欧諸国は、欧州諸国が共通の利益等を求めて設立された政治経済、防衛等の諸機構等に、全ての国が加盟している訳ではない。経済構造の差異、各国とも利害が優先、相反することから統一行動は難しい。欧州域内は諸国の政治経済、国防等の利害が一致しているとは言いがたいが、類似性を有する諸国が在る。類似性が存在することは、類似した、利害が相反しない制度の確立を促進される。

独立国であっても域内・地域の政治経済行動に独立して存在することは困難で在る。この典型例に北欧諸国が在る。北欧諸国は相互協力関係、域内共同体、政治、防衛等の中立思考等を確立

してきた。しかし、西欧の地域共同体の設立、拡大は、北欧諸国に選択を迫ることになる。独立国、相互関連、域内共同体、地域共同体へ社会構造が変遷する。その経緯を検証し、企業規制、その一翼を担う財務報告制度が政治経済に左右されることを検証することが本論の課題で在る。企業の財務報告制度を決定する主因は経済活動であるが、経済活動を支える政治（政策決定）等も説明要因として存在する。経済と政治の相互作用で在る。

西欧の組織体は「欧州経済共同体」(European Economic Community,EEC) 設立から、「欧州共同体」(European Communities,EC) へ、さらに「欧州連合」(European Union,EU) へと経済統合から政治経済統合、さらに、政治経済、安全保障、防衛・司法統合の統一組織体（超国家組織）へ生成発展していく（図1）。これに対応して、欧州諸国の企業財務報告制度も自国制度から域内・地域統合へ向かうことになる。但し、EEC、EC、EU を創設し形成するに至る合意形成は、条約の加盟申請、調印、賛否（国民投票等）、諸条約等の適用除外の選択権が各国で差異が生じる。しかし、統合方向にベクトルが作用したことは事実で在る。

経済活動は、国境と言う枠から域内・地域へ拡大し、さらに、グローバルへと展開する²⁾。グ

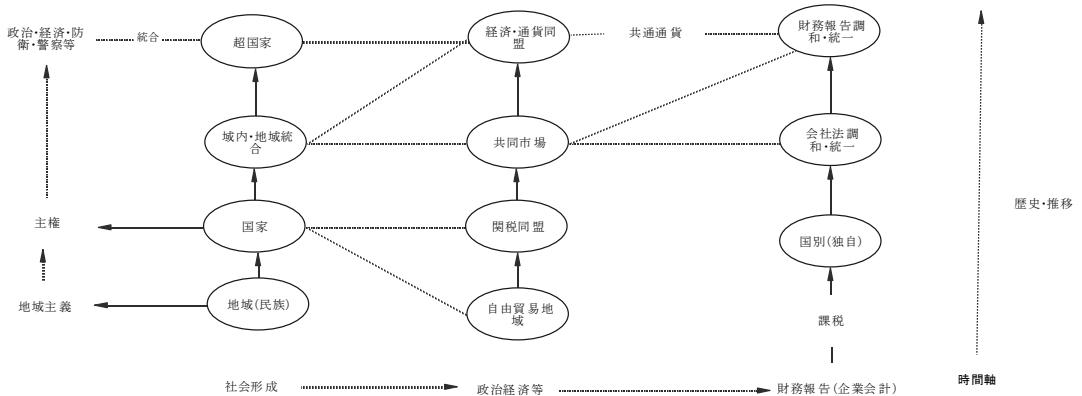


図1. 地域共同体と財務報告制度の確立の分析視点

ローバル化は、経済的資源（人、財、サービス及び資本）の自由移動を前提として成立する。各国の経済的資源の取引障壁（輸出入制限、関税等）を取り除くことで可能とする。しかし、各国は利益保護を目的に諸障壁を設けているために、経済的資源の自由移動を妨げている障壁を取り除くための利益調整が行われる。利益調整等をはかる政治活動が存在する。

経済活動のグローバル化は経済活動を主に担う「企業」等の経済活動を一定地域に限定することが困難である。企業の経済活動がグローバルに拡大するとともに、この企業の経済活動を支えるために、資本市場等、市場統合へ向けた諸制度は設定されることが希求される。一方で、各自の利害を保守するために諸保護政策を策定する。企業の財務報告制度は、この市場統合、域内の

政治経済、拡大地域、政治経済の思惑、自国の利害に左右される。

企業経済活動を対象とする財務報告書の制度設定は、経済活動等の条件（与件）に依存する。現在、経済活動が地域・域内・国際化し、グローバル化する現況では、必然、国際的な標準化・調和化、統一された企業会計の枠組、財務報告書が求められる。経済活動の国際化、グローバル化が進めば進むほど、自国の自主独立性、アイデンティティ保持が難しくなる。保持することが難しい局面に晒される。自給自足経済社会は存在しない。経済活動、は相互依存する。経済的利害等が相反する。統合には利害調整、調和・協調過程が求められる。

1. 欧州共同体の創設と北欧

西欧諸国は第二次大戦後、西欧の戦後復興を目的とする「欧州復興計画」(European Recovery Program,ERP)³⁾を受入れて、1947年4月、16か国による「欧州経済協力機構」(Organization for European Economic Co-operation,OEEC)が組織される⁴⁾。西欧諸国の経済的統合体形成の方向を示す。共通の権限の下で、経済的な統合、中央組織の創設が提案され、諸協同体が設立された⁵⁾。

西欧諸国は、石炭と鉄の共通市場を確立するために、1951年4月、「欧州石炭鉄鋼共同体」(European Coal and Steel Community,ECSC)が締結された。これにつづいて、1955年、全ての財に適用する関税組織を運営する組織体、「欧州経済共同体」(European Economic Community,EEC)の設立が提案された⁶⁾。1957年3月、EEC(Treaty establishing The European Economic Community)及び非軍備目的の原子力開発を目的とした「欧州原子力共同体」(Treaty establishing The European Atomic Energy Community, EURATOM)の設立を合意する条約が締結された(Treaty of Rome, 25.3, 1957)⁷⁾。

EECの目的は「共通市場の確立、加盟国の経済政策を漸次、近似させることで、共同体全体を通じて、経済活動の調和的発展、継続的均衡の取れた拡大、安定性の増大、加盟国の加速的な生活水準の向上と緊密な関係を促進することを課題とする」(Article.2)と規定する。この目的を履行するためは、「a) 関税、財の輸出入の数量規制の撤廃、b) 共通関税、第三国に対する共通の商業政策の確立、c) 加盟国間の人、サービス、資本の自由移動障壁の撤廃、d) 農業領域に関する共通方針の採択、e) 運輸領域に関する共通方針の採択、f) 共通市場における競争をゆがめないことを保証するシステムの制度設計、g) 加盟国の経済政策が同等とさせることができ、支出不均衡を矯正する方法を実行する、h) 共通市場を適切に機能させるために求められる範囲で加盟国の法律を調和(approximation)させる、i) 労働者の雇用機会を改良し、労働者の生活水準の向上に貢献するために「欧州社会基金」(European Social Fund)の創設、j) 新資源を開発することで共同体の経済拡大を促進する「欧州投資銀行」(European Investment Bank)の創設、k) 取引の増大、相互の経済・社会発展を促進するために、海外諸国・諸地域との協力関係、を確立する」(Article.3)と規定する。

EEC 設立に関する協議の最中、1956 年、西欧全体に自由貿易地域を創設する発案が EEC 加盟予定国以外の諸国から提示され、西欧諸国による自由貿易議定書の調印を協議する閣僚委員会が設置される⁸⁾。しかし、1958 年、EEC を中心として行動することを主張するフランスと EEC に比較してよりゆるやかな経済協定を主張するイギリスとの思考により協議は中止される。イギリス等は、1959 年、EEC との勢力均衡と EEC との協調を見いだす目的で自由貿易協定の発案を模索している。1959 年 2 月 (Oslo)、関係閣僚会議が開催され、6 月、7 か国による自由貿易協定草案が起草される。この草案にもとづき、7 月、各国閣僚は、7 か国による経済組織体を設立することを同意、11 月 (Stockholm)、閣僚会議で発議され、1960 年 1 月「欧州自由貿易協定」(European Free Trade Association, EFTA, 4.1, 1960) を調印する (1960 年 5 月 3 日発効)。EFTA の成立は、北欧諸国が市場統合を目指す同時期、西欧に EEC と EFTA の経済組織体が存立ことになる。北欧諸国に選択行動を生じさせる。

2. 北欧諸国と欧州組織

北欧諸国は欧州諸国の政治経済、国防等と関係から自主独立して存続することはできない。北欧諸国は歴史的に域内統一を試み、形成している。文化的、社会的、経済的な相互連関は現在に至る⁹⁾。北欧域内の「自主独立」が試みられている。

一方、北欧諸国は地理的な位置、歴史の視点から欧州諸国 (西欧、バルト海諸国、ソ連) と政治経済、国防、文化等の関係を維持しなければ存立しない。欧州諸国の政治経済の動向に注視し、その判断を求められる。欧州は経済統合 (共通市場の設立)、政治統合、共同防衛体制等に関する協議が行い統一機関等を設置する。各統合体制の確立には各国の利害は錯綜するが、段階的、部分統合が暫時的に推進される。利害相反する場合、一つの組織体の形成を困難にさせる。北欧諸国は欧州の諸組織形成に同一歩調を取っていない。それぞれの利害の相違に起因する。

地勢的に、領土問題、領土防衛・自主独立 (中立) は北欧諸国の大きな課題で在る。欧州全域を巻き込む戦争は北欧諸国の政策等に差異を生じさせる。さらに、第二次大戦後に、アイスランド (1944 年) が独立することで、現在の独立国家、北欧諸国の成立をもたらす。独立国家の成立は、各国の意思主張可能な状況を生み出す。利害の相違が行動に反映されることになる。第二次大戦後、北欧諸国は共同社会、共通の域内防衛と経済統合の創設を試みる。北欧諸国の政治経済、国防等の協力関係は、「北欧理事会」、さらに「北欧閣僚会議」の設置により推進された。

第二次大戦は、中立政策を堅持しようと試みた北欧諸国に国防問題を提示した。デンマーク、ノルウェー、フィンランドが領土の侵略を受け、独立を脅かされる結果となった。第二次大戦後、北欧諸国は「北欧防衛域」(Nordic security zone) の創設が試みられた。1949 年、デンマーク外相の発議にもとづき、デンマーク、スウェーデン、ノルウェー各首相、外務相・国防相、各国 8 名、計 24 名の国会議員代表が参加する「スカンジナビア防衛同盟協議会」(Scandinavia Defense Alliance

Negotiation) がコペンハーゲン (1月22日から24日)、オスロ (1月29日から30日) で開催された¹⁰⁾。協同防衛行動の選択は防衛協同体の枠組みで平和を維持することになりスカンジナビア域内の防衛を強化する。スカンジナビア諸国の相互防衛、中立政策の堅持を枠組みとする協議は、拡大スカンジナビアに対する北欧諸国の思考の相違に起因し設立に至らなかった。

北欧域内防衛体制が確立しなかった事由に、同時期、北米、西欧の防衛圏を確立が模索され、1949年4月「北大西洋条約機構」(North Atlantic Treaty Organisation, NATO, 4.4, 1949) が実現することが一因に在る。1948年4月、フィンランドはソ連 (Soviet Union) と友好条約、相互援助を成立させる。1949年デンマーク、アイスランド、ノルウェーは NATO に加盟する。結果として、北欧諸国の中立政策は確立することは不可能となり、北欧諸国は NATO 加盟国 (ノルウェー、デンマーク、後にアイスランド) と非加盟国 (スウェーデン、フィンランド) に分かれた¹¹⁾。しかし、北欧共同防衛体制は北欧域内の市場統合試案に取ってかわることになる¹²⁾。

北欧諸国の防衛同盟協議に各国政府、各国国会議員が加わり議論した副次的結果は、1952年2月「北欧理事会」(Nordiskråd, Nordic Council, Råd) の設立 (The Statute of the Nordic Council, 2.1952)、「同年次総会」(Rådet, Annual sessions) 設置をもたらし、北欧共通市場の設立協議を継続的に言いことなる¹³⁾。Råd は北欧諸国の国会議員による相互組織体であり北欧諸国の議会と政府の諮問機関で在る¹⁴⁾。1955年10月、フィンランド議会は Råd の参加を承認し北欧諸国の足並みが揃う。フィンランドの方針は「パリ平和条約」(Paris Peace Treaty of 1947)、「ロシア・フィンランド友好協力相互援助条約」(Russo-Finnish Treaty of Friendship, Cooperation and Mutual Assistance of 1948) に制限されていた。前者はソ連への戦争補償、軍備制限、後者は自己防衛とロシアとの事前協議体制を規制する。結果として、ソ連は、フィンランドに対して国際的な機関への加入拒否を実質持つことになる。しかし、1955年、この拒否権は一定の程度寛容となる。このことが、フィンランドが Råd に加入することを可能とさせた¹⁵⁾。

北欧諸国は、1962年3月「デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー及びスウェーデン間の協力条約」(Treaty of Cooperation between Denmark, Finland, Iceland, Norway and Sweden, Helsinki Treaty, 23.3, 1962)¹⁶⁾ を締結する。既存の文化、法及び社会哲学 (legal and social philosophy) の北欧諸国間の連携を促進、強固にし、相互関係を拡大させる、可能な限り諸規則を統合し、適切な分業を達成し、北欧理事会及びその他の相互協力関係機関で生じる事項に相互協力を行う (同序文)。さらに、相互協力関係の合意は、1971年 (13.2, 1971)、1974年 (11.3, 1974)、1983年 (15.6, 1983)¹⁷⁾ に改訂、さらに、1985年 (6.5, 1985)、1991年 (21.8, 1991)、1993年 (18.3, 1993)、1995年 (29.9, 1995)、1996年 (2.1, 1996) 締結「ヘルシンキ議定書」(Helsinki Agreement)¹⁸⁾ により補足される。1971年、北欧諸国の閣僚間の組織「北欧閣僚会議」(Nordic Council of ministers) の設置が実現する¹⁹⁾。1962年合意にもとづき、Råd は、北欧諸国の国会と政府 (行政) の諮問機関であり、強制力を持つものではない²⁰⁾。北欧諸国の政府活間動を調整する機能を果している。北欧諸国間の関係確立

を目的で、経済・社会・文化、環境等の諸問題の各国国内法の調整を始め、全般的な調和の維持強化につとめている。1954年、「北欧共通労働市場の設立協定」、1955年、「社会保障協定」、1955年、「パスポート相互撤廃協定」、1959年、「失業補償協定」、さらに、1957年に Råd の議題とされた「北欧投資銀行」(Nordic Investment Bank)²¹⁾ が 1976年に設立される等、相互協定が締結されて行く。北欧共通市場の設置が先の目的に在る。北欧外相会議は、北欧理事会で合意された課題の解決案を提出することを目的としている。しかし、北欧諸国が Råd 等を中心として諸協定等確立しているなか、西欧地域は政治経済等の共同体を設置する。西欧地域を巻き込む共同体の創設は北欧諸国の調和を形骸化させる可能性を生む。

Ⅲ. 欧州共同体、北欧理事会と北欧域内統合

現在、Råd は北欧諸国(5 개국 3 地域)の国会と政府(行政)の「諮問機関」(an organ for consultation)で在る (The Statute of The Nordic Concile, Article, 1.)²²⁾。Råd の設立は北欧諸国 (5 개국 と 3 自治領から構成される) の政治経済、文化、教育等の相互連携体制を確立させる。

北欧諸国の相互連携は歴史の所産で在る。第二次大戦後、現在に至る相互連携を組成される役割を担うのが北欧理事会で在る。1952年に設置される Råd の基本的枠組は、北欧諸国の相互連携機関として存在した組織体から形成されてきた。

Råd の原型は北欧相互連携の協議を行う北欧諸国の閣僚と国会議員がそれぞれ別途で組成してきた。その組織に閣僚、議員が参加することで形成される。1) 1907年開始される北欧諸国の国会議員による定期的協議会、「北欧国会議員連盟」(Nordic Inter-Parliamentary Union, NIPU)、2) NIPU 年次総会への北欧諸国の閣僚 (cabinet members) が参加、1949年「北欧防衛協定」(Scandinavia Defense Alliance) 会議へ法正当局とともに定期的な参加、3) 議員会議 (committee meeting) で在る、1950年に開始される「北欧立法者協同会議」(joint meetings of Scandinavian lawmakers)、1951年設立された「北欧渡航自由化国会議員協議会」(Nordic Parliamentary Committee for Traffic Freedom) への閣僚参加、これは 1950年に行われた市民ヒヤリングの結果で在る²³⁾。

1889年に設立された「国会議員連盟」(Inter-Parliamentary Union)の中で、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン(スカンジナビア諸国)の国会議員による定期協議会を開催することが決定された。デンマークの主張により、1907年、NIPU が組織され、第一次大戦後、同組織にフィンランドとアイスランドが加盟する。北欧 5 개국 の国会議員相互の組織が設置される。NIPU 協議会は 1907年から 1949年、各年に開催され、その後 1957年解散するまで隔年で開催されている²⁴⁾。1951年 8月、第 28 回 NIPU 代表者会議 (Stockholm, 13.8, 1951) は、北欧議員の協議会機関(「北欧理事会」となる)の創設が提案さえる。結果として、北欧理事会の創設は、NIPU の意義を薄めるが NIPU の機能が引き継がれる²⁵⁾。

Råd は北欧諸国の議会と政府の公式機関(諮問組織)として成立する。さらに、「北欧協力会議」

(Nordic Agreement on Co-operation of 1962) は、1971年、北欧諸国の閣僚間の組織「北欧閣僚会議」(Nordic Council of Ministers, NR) の設立を実現させる²⁶⁾。多方面にわたる相互関連を形成した北欧諸国は、Råd と NR が現在に至る北欧諸国の諸協力関係を再構築、意思決定する組織体として形成されている。各国の議員組織から成る北欧理事会と政府首脳との協力組織である NR は、現在の北欧諸国の諸組織を統合し、共同行動を歩む協議機関が成立した。

北欧協力会議は北欧諸国内の諸問題、北欧諸国間諸課題を協議するとともに、EEC、EU との関係、バルト海及び北海に関する諸問題の方針を協議する。同協議会の決定は承認のために北欧理事会に提出しなければならない。合意された決定の実行は各国首相(政府)が責任を負う。現在、北欧協力会議は閣僚会議の支援のもとに、事業・経済活動、環境、研究教育、芸術・文化に関する組織が形成され、共同活動を行っている。

NR は、Råd で合意された課題の解決案を提示、北欧諸国間の課題、将来計画等を Råd に報告、説明することを設置目的としている(Helsinki Treaty, Article.60-67, 1971)。1947年6月、デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの外相が会談し、ノルウェー外相からスカンジナビアの経済協力を展開する方法を模索する会議の設置が提案され、1948年2月、「北欧経済協同評議会」(Joint Nordic Committee for Economic Cooperation) が設置された²⁷⁾。同評議会は、関税同盟に向けた前段階としての北欧共通関税の確立、北欧諸国間の関税・量規制の軽減、民間組織の協業による北欧分業体制の確立等を検討することを課題とした²⁸⁾。但し、フィンランドは主にソ連との関係、政治的事由により同会議に参加はしていない。同評議会は1950年1月にフィンランドを除く4か国の政府に調査報告書を提出する。その中で経済合理化、規模の経済、産業特化、国際的競争力等の経済的効果が有すると判断し10年の猶予期間を設けて北欧諸国の関税同盟の確立を提唱する。しかし、ノルウェーの戦争による経済的疲弊、経済復興等を事由に関税同盟は結果として時期尚早と結論を下す²⁹⁾。

OEEC 加盟国の構成国は共通の利益を求め独自の行動を取り始める。デンマーク、スウェーデン、ノルウェーとイギリスは類似思考を持ち行動をともにする。1949年、北欧3か国とイギリスで UNISCAN (United Kingdom and Scandinavia) を創設し、一部金融取引を自由化し、一定経済問題を協議する「アングロ・スカンジナビア経済協定」(Anglo-Scandinavia economic agreement) を成立させた。さらに、北欧諸国はスイス、オーストリアとも協議を重ねている³⁰⁾。イギリスとの関係から、北欧市場統合を目指している3か国はイギリスの行動に左右される。イギリスは英連邦を構成する諸国に特恵を授与している関係から、共通税を義務とする共通市場の加盟が困難と判断し、農産品等の輸入等に関して英連邦の諸政策を優先することを選択する³¹⁾。イギリスは、ベネルクス諸国等から成る共通市場と理念が相違する経済協力体制を西欧諸国と創設することを選択した。

同時期、フランス、イタリア、ベネルクス諸国が、フランス・イタリア関税同盟 (Franco-Italian

customs union) の提案とベネルクス関税同盟 (Benelux customs union) と結合する計画を協議している。この時点、FINEBEL (フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ) の結合計画は結実していない。この独自行動は、後に、西欧に設立される2つの経済組織体の成立をもたらす。

北欧諸国の経済等の協力関係の設置はスカンジナビア3国の諸協力関係が先行する。1953年2月 Råd 第1回年次総会 (Rådet, Annual [Ordinary] Session, Copenhagen)³²⁾ は、北欧経済協同合同評議会の報告書をもとに経済協力に関する議論を行った。しかし、関税問題は専門家により研究が継続されていることから詳細な検討を行うことはなかった。デンマークとスウェーデンの北欧経済共通市場の賛成と自国内の経済環境、政治環境等の事由からノルウェーは否決する。ノルウェーの自然環境とデンマークとスウェーデンの資本と人材による水力発電開発等では北欧経済協力を推進させている³³⁾。第一回 Råd は、北欧諸国間の経済協力が相互に経済を発展させると評価する。これにより、Råd は各国政府に対して、北欧経済協同合同評議会を支援し可能な限り速やかに経済協力等の関連調査を行い、結論を明示した調査報告書を作成させ、政府に提出させるとともに、第2回 Rådet に最終報告書を提出することを求めた³⁴⁾。

北欧共通市場の確立を検証した調査報告書は1954年8月第2回 Rådet (Oslo) に提出され、第1回 Rådet で検討課題としたデンマーク・スウェーデンの一定産業の共通市場の確立とノルウェーの大規模産業による全体的な協力関係確立案の2つが議論される。投票結果、一部反対はあったものの Råd は北欧諸国の共通市場の確立に向かうことを各政府に勧告した³⁵⁾。デンマーク・スウェーデンの促進の主張に対して、市場統一は経済的に利益をもとらさないと判断と、統治支配の歴史から主権、自治権の侵害に危惧を持つノルウェーの主張が対立する³⁶⁾。北欧各国の政治経済の利害が一致することがなく共通市場の確立に至らない。

1956年2月第4回 Rådet (Copenhagen) は、ベネルクス3か国、西ドイツ、フランス、イタリアが原子力エネルギーの領域で協力体制を設立するとともに、共通市場設立 (EEC) の決定が議題に上る。同市場は、市場障壁を取り除き、共通税の導入、財政、社会、農業、運輸の相互協力、資本・労働移動の自由、共通機関設立等により、12年から15年で経済統合を段階的に実現することを決定した³⁷⁾。この決定に対して、北欧諸国を含む西欧域内に在る諸国はどのような政治経済行動を選択するか検討しなければならない。共通市場の設立は北欧諸国に経済効果をもたらす可能性が在る。北欧諸国は既に共通市場の設置を決定した6か国との取引高は無視できない額に達している。OEEC と北欧諸国との経済的協議 (Maudling Committee) が行われているが、課題は北欧諸国の農水産品の自由取引で在る。

OEEC は、加盟国のうち市場統合を目指す6か国とそれ以外の諸国との自由貿易条項案を作成することを決定する。この決定は、第5回 Rådet が北欧共通市場等の経済活動を議題とする起因となる。北欧5か国が揃う1957年2月第5回 Rådet (Helsinki) は、北欧共通市場の議論を「北欧

「経済協力協議会」の報告書を待つて行うことを決定する。同時に、EEC 以外に西欧域内に自由取引を設立する計画 (EFTA) が生じていることから、「北欧経済協力協議会」が西欧域内の自由取引を分析する検証報告を提示されることになる。Råd の共通市場の論議は急速に促進される西欧経済統合の視点を向けながらも北欧経済統合を検討する機会となった。北欧諸国が共通市場の確立、同一歩調を取ることが欧州の自由取引を創設することに、北欧諸国の取引交渉を優位に導き、競争力維持が可能と見なしている。北欧諸国の経済的協力関係は、北欧諸国と西欧の自由取引以上に諸障壁を取り除く等を目標としている³⁸⁾。

北欧経済協同合同評議会の後継である「北欧経済協力評議会」(Nordic Economic Cooperation Committee, NECC) は、1957 年 7 月、経済協力に関する提案書を作成した。その主たる内容は一定の産業製品の北欧共通市場の確立、商業政策、生産、エネルギー、投資、金融、通貨の領域に拡大する協力関係の確立を提唱する。共通関税、工業製品、天然資源、農産物等の物品取引の障壁を取り除くことが提案の主たる内容で在る³⁹⁾。「北欧共通市場 (common Nordic market) の創設は、求められるスカンジナビア諸国の経済拡大に不可欠な条件となるであろう。人口 2 千万からなる共通市場は国際的基準からすれば重要な経済単位ではないが、現在、国際的な市場に重要な改革をもたらすことになる」⁴⁰⁾。この包括的研究報告書は北欧諸国の経済協力を評価するために利用される。同報告書は、北欧 4 か国の政府から、1958 年 10 月第 6 回 Rådet (Oslo) に報告・提示される。第 6 回 Rådet は、当初 1 月に招集される予定でいたが、EFTA 加盟問題の結論に至るまで、延期され開催されている。北欧理事会は自由貿易の協定に加盟することが北欧諸国の経済的利害となり、OEEC の EEC 構成国と非構成国の 11 か国による取引差別を取り除くことにもなり、北欧諸国を「欧州」から分裂することにもなると判断している⁴¹⁾。Råd は各政府に対して北欧経済協同合同委員会が提唱する北欧共通市場の確立を企図として協議を引き継ぎ、交渉に着手することを勧告した。この勧告を受けて、1959 年 1 月、政府 (首相) 会議 (Oslo) が開催される⁴²⁾。同政府会議は北欧経済協同委員会報告を一部修正し、1959 年 11 月第 7 回 Rådet (Stockholm) で採用されることを主張した⁴³⁾。

しかし、北欧諸国が市場統合を含む諸協力協定の成立させる意向は、欧州地域の政治経済活動に左右されることになる。先の「北欧経済協力協議会」報告書による包括的な北欧経済統合に関する Råd の議論は、西欧域内の経済統合の動向が北欧統合に不確実性の要因を示す⁴⁴⁾。1959 年 7 月 (Kungälv, Sweden) 北欧諸国 (デンマーク、ノルウェー、スウェーデン) の政府会議 (meeting of governments) は、ノルディック 3 か国による自由貿易領域 (free trade area) の創設を決定した。3 か国による貿易協定の主たる目的は、成功裡に開始されていた「欧州経済協力体」(European Economic Community, EEC) 加盟の促進にあった⁴⁵⁾。しかし、EEC との調整は成功しなかった。

経済統合に先行した EEC に対抗して、UNISCAN、スイス等 7 か国は、1960 年 1 月、資本等の自由移動を規定する経済組織体、「欧州自由貿易連合条約」(Convention establishing the European

Free Trade Association, Stockholm, 4.1, 1960, EFTA, Stockholm Convention) に調印し、1960年5月、EFTAを創設する。OEEC加盟国ではなかったフィンランドを除く、北欧3か国を含めた加盟国(7か国)で誕生する⁴⁶⁾。北欧3か国の自由貿易(共通市場)は、北欧域内ではなくEFTAの条約にもとづき実行されることになる⁴⁷⁾。

西欧の経済的統合を目標とする経済組織体が創設されているなかで、第7回 Rådet は、北欧関税同盟計画が EFTA の組織の中で実行可能であったとしても実行性をともなうことはなく、もはや実際的ではないことを宣言する。EFTA を存続組織として、北欧理事会は経済的領域に自身の課題を限定することになる。各国政府に現実の経済状況の課題を政策に転換させることにより、北欧理事会に「課題検討チーム」(task)を開設させることになった。商業政策 (commercial policy)、生産、分配 (distribution) とエネルギー領域の協力関係を取り扱うことになる⁴⁸⁾。北欧関税同盟は、再度、北欧経済計画 (Nordic Economic) として提言される。これも、結果として、不成功裡 (stillborn) に終わる⁴⁹⁾。EFTA が北欧諸国の取引に及ぼした効果は北欧諸国間の取引量の視点から見れば大きなものではない。EFTA の創設は北欧諸国に域内諸国以外との取引を促進させる効果をもたらした。EFTA の枠組みの中で北欧諸国の経済課題が取り扱われることに疑義も示されている。EFTA と北欧諸国の連関は Råd の議事に取り上げられている。イギリス政府の輸入課徴金 (import surcharge) を課す決定は Råd の議題とされ、その結果、EFTA の原理に反するとして、北欧諸国政府に輸入課徴金の即刻撤廃することを主張する。同時に Råd は EFTA との経済協力を推し進め、漁業、農業を約定に含めることを勧告した⁵⁰⁾。

EFTA の設立は、この時点で域内経済統合を促進させている EEC に対抗することも目的に在る。この2つの組織体は、目指す目標に差異が在る。経済的な自由選択肢を持つ EFTA、と EEC の経済的な仕組みの相違が北欧選諸国の選択行動に現れる。

EFTA の目的は、「a) 加盟国域内、加盟国の経済活動の持続的発展、完全雇用、経済的資源の生産性の向上と合理的利用、金融制度の安定化、生活水準の継続的な改善、b) 加盟国の取引が公正な競争 (fair competition) 条件の下で行われることを保証する、c) 加盟国域内で生産される原材料の供給条件を加盟国間で不等となることを回避すること、d) 国際取引の調和した発展と拡大、諸障壁の漸次取り除くことに貢献する、ことを目的とする」(Convention establishing the European Free Trade Association, Article 2, Objective) とする。この目的を達成するために、輸入関税等の障壁を取り除くこと (Article 3)、輸入数量制限 (Article.10)、輸出数量制限 (Article.11) 等の規制を設けないが、農産品 (農産加工品を含む)、海産物 (加工品を含む) の一定品目に、取引制限を設けることを容認する (Article 21-26, Annex D,E)。設立当時の加盟国等の経済環境に配慮している。特に、北欧諸国、イギリスは、共通利益で在る農業と漁業の保護、その従事者の経済的・政治的な発言を大きいことが背景に在ると考えられる⁵¹⁾。

IV. 欧州経済統合と北欧諸国の対応

西欧地域は、EEC6 か国と EFTA7 か国の域内経済統合が併走する。EEC が域内共通市場、関連諸法規等の統一組織体を形成することを目的として具体的な経済施策を規定していることに対して、EFTA は、公正な取引、資源等の取引障壁の排除及び国際取引の発展に寄与することを目的に創設された。

北欧諸国は北欧共通市場の確立を目指し Råd 等で検討していたが、EFTA に、北欧諸国は順次加盟している。北欧諸国のうち、フィンランドはフィンランド輸出額の 3 割強を占めるスウェーデン市場への輸出は、スウェーデンによるフィンランドの EFTA 加盟の圧力により 1961 年 3 月、EFTA にフィンランドが準加盟 (associate member)、フィンランドと EFTA を相互関係 (FINEFTA) が成立する (27.3,1961)。しかし、フィンランドの懸案は EFTA 設立以前に存在するソ連との相互協定関係に在る。フィンランドの EFTA 正式加盟は 1986 年 1 月となる。1970 年 3 月、アイスランドが EFTA に加盟して、北欧 5 か国は欧州域内の経済統合体 EFTA の加盟国となる⁵²⁾。

西欧に 2 つの経済統合体、EEC、EFTA は発足当時から経済統合の協議を行っている⁵³⁾。1961 年、イギリス、デンマーク、1962 年、ノルウェーは EEC 加盟を協議している。しかし、1963 年、EEC は、政治思想からイギリスの加盟申請を却下している⁵⁴⁾。この間、EEC は政治経済統合を目指している。1967 年、EEC を中心として三共同体 (EEC, ECSC, EURATOM) から構成する「欧州共同体」(European Communities, EC) が誕生する。北欧諸国は北欧諸国から成る共通市場の確立を試みている同時期、1969 年 12 月、EEC の首脳会議 (Hague Summit, Hague, 1-2.12, 1969) は、デンマーク、アイルランド、ノルウェー及びイギリスと加盟協議 (拡大 EEC) を開始することが決議される⁵⁵⁾。経済統合は政治経済統合等へ変遷する。

EC の基本目的は、「共通市場、経済通貨同盟の創設及び第 3 条、第 4 条に規定する共通政策又は活動を実行することにより、共同体全体が調和の取れた、均衡し、持続した経済活動、高水準な雇用と社会保障、男女平等、持続可能な非インフレ成長、高度な競争と経済成果の収斂、高度な環境保護と環境の質の改善、生活水準と生活の質の向上、加盟国の経済的、社会的な連帯、を促進するためことを任務とする」(The Treaty Establishing the European Community, Article.2) と規定する。この規定は EEC の主目的に在る。

経済統合目的とした EEC 規定以外に、「(a) 加盟国間の関税、輸出入の数量規制、その他同様な効果を持つ行動の撤廃、(b) 共通の経済政策、(d) 表題 IV (表題 IV は、「査証、移民、その他人の自由移動に関する政策) に規定される入国及び移動に関する指標、(i) 雇用の対等な戦略を策定することで効率性を高める目的から加盟国の雇用政策間の調整を促進させる、(k) 経済、社会連携を強化する、(l) 環境領域の方針、(m) 共同体産業の競争力を強化する、(n) 研究、技術開発の促進、(o) 欧州諸国間のネットワークの確立と発展を奨励する、(p) 高度な健康保持の獲得に貢献する、(q) 教育、質の訓練、加盟国の文化を熟成させることに貢献する、(r) 開発協力領

域の政策、(t) 消費者保護の強化に貢献する、(u) エネルギー、市民保護及びツーリズム領域の指標」(Article.3.1)、「男女間の不平等を取り除き、同等性を促進させることを目指すべきである」(Article.3.2)が追加規定される。ECは西欧域内の社会、政治経済の統合等、超国家の形成を目指している。ECの成立は西欧諸国の選択行動を生む。

ECは、1970年6月、イギリス、デンマーク、ノルウェー、アイルランドのEFTA諸国4か国と正式に加盟交渉に入り、1972年に加盟条約に調印した。1973年1月、イギリス、デンマーク等はEC加盟が承認された⁵⁶⁾。しかし、ノルウェーは、1972年9月の国民投票(25.9.1972)の結果、EC加盟条約の批准を否決する⁵⁷⁾。

北欧諸国は、ECの形成の前に、域内で同様な統一(共通市場の確立)を図ることを企図している。北欧域内以上の市場統合の誕生は北欧諸国の共通な利益を超えたより大きな利益を求める組織体の形成が北欧諸国の選択行動に顕在化する。1973年、北欧諸国で先駆けて、デンマークがECに加盟に顕れる。デンマークの行動は北欧域内から欧州地域の組織統合体を選択した。デンマークがECに加盟することで北欧域内の経済統合、共通市場の創設が頓挫する。

西欧諸国の政治経済統合はECの枠を超えより広範な統合体の組成を試みる。EC機構改革等を目指して、1986年2月、EC12か国(イギリスには北アイルランドを含めた加盟)は、人、財、サービス、資本の域内自由移動を目的にEC条約(EEC,ECSC,EURATOM条約)を改訂し、6月、単一通貨導入の道筋を開いた「単一欧州法」(Single European Act,SEA)が調印された(29.6.1987)⁵⁸⁾。1991年、EC諸国を取り巻く政治経済、市民、自由・民主主義・人権、防衛、人の移動・法等の社会環境の変化に対応するために(序文)、EC改革草案が欧州理事会に提出され、1992年2月、「欧州連合条約」(Treaty on European Union,Maastricht,7.2,1992)が12か国(イギリスには北アイルランドを含める)で調印される⁵⁹⁾。同条約は1993年11月に発効され、「欧州連合」(European Union,EU)が成立した。

EUは、欧州共同体(European Community,EC)、共通外交保安政策(Common Foreign and Security Policy,CFSP)及び内務司法協力(Justice and Home Affairs)⁶⁰⁾の3本の柱(組織体)から構成される⁶¹⁾。経済、外交、防衛及び司法の統一組織体の形成体(超国家形成)の出現で在る。統一組織体(超国家)の形成、その組織への加盟は、欧州諸国の「共通の利益」の存在を前提としている。一方、共通の制度設計が基本で在るがゆえに、民族、国民、国家、地域等の自主・独立性を消し去る可能性が在る。欧州統合組織体の出現は欧州諸国に加盟の選択問題を生じさせる。

EUの基本目的は、第1部「基本共通条項」(Common Provisions)に「特に、内部国境(internal frontiers)を設置しない域内(an area)を創設し、経済的、社会的団結を強化し、最終的には、この条約(Treaty)の規定に準拠して単一通貨を含めた、経済、貨幣連合の設立を通じて、経済、社会発展及び高度な雇用水準を促進する、また均衡の取れた持続可能な発展を実現する」(Treaty on European Union,signed at Maastricht on 7 February,1992,Article.B)と規定する⁶²⁾。特に、第17条

(Article.17,Nice 改訂)の規定に準拠して共通の防衛に至らしめるため、共通の対外、安全保障政策の実施を通じて、国際的な場における主体性を主張する(Article.17)。NATOが実現した共通な防衛体制の枠組を範とした。連合の市民権を採用することを通じて、加盟国国民の権利と利害の保護を強化する。EUは、共通の利益、義務を盛り込んだ統一国家組織体としての「欧州、欧州市民」が目標に在る。北欧諸国が試みて実現できなかった地域統合体で在る。

EUはECに基本が置かれ、EU条約に規定される協同政策によりこれを補完する(序文,Article.1)。EUは外部との国境管理、保護、移民、犯罪の防止と対処に関連して、適切な方策を連帯して人の自由な移動を保証する、自由、安全及び公正な領域として維持、発展、拡大している(Article.2)。ECは経済活動の域内自由を確立することが目的とされてきた。しかし、EUは経済活動の自由以外に域内の政治、安全保障等を目指している(Article.C,29.6,1992,Article.3)。

EUは、1999年1月、欧州単一通貨「ユーロ」(Euro)を銀行口座振替による決済通貨、帳簿貨幣として使用開始した⁶³⁾。2002年1月、ユーロはEU加盟のうち12か国の法定通貨となり、3月より単一通貨となった。単一市場、単一通貨を実現させた。しかし、全てのEU加盟国が参加しているわけではない。現在(2013年9月)、北欧諸国のうちユーロにフィンランドだけが加盟している⁶⁴⁾。決済通貨が同一であることは域内経済活動の障壁を取り除く。通貨統合は為替手数料、為替変動等が存在しない利点が存在する。経営外(管理不能要因)に左右される為替換算が企業の業績に及ぼす効果を除外する。しかし、EU諸国、北欧諸国にはユーロ圏と非ユーロ圏が併存している。経済活動以外の要因が介在していると思量される。

北欧諸国は、西欧の政治経済統合、共同体設立、超国家を目指して設立されたEEC、EC、EUに対して各国の加盟の是非(加盟・非加盟の選択行動)は相違している⁶⁵⁾。さらに、選択肢に時間経緯が介在する。

ECとEFTAの形成・組織目的は相違するが相互関係を維持している。ここに、北欧諸国の両組織への加盟の是非の事由が存在している。ECは経済、社会、政治連合を一体として組織形成を企図し、その中央統制組織に権限を移譲することを当初から目指している。それに対して、EFTAは、加盟国の統治権は各国が保持するゆるやかな統合体である。しかしながら、ECとEFTAは、1984年4月、加盟国の閣僚が経済のグローバル化に対応するため、自由貿易協定(Free Trade Agreement)、関税障壁、工業製品の数量規制の撤廃等、協議組織を立ち上げることを決議⁶⁶⁾、「ルクセンブルグ宣言」(Luxembourg Declaration,9.4,1984)を行っている⁶⁷⁾。ルクセンブルグ宣言は明記されていないが「欧州経済領域」(European economic space,EES)の創設等を含む両組織間の協力を拡大・強化することを意図した⁶⁸⁾。1992年2月、西欧域内の経済統合を目的に設立した2つの組織、EFTA(当時6か国)⁶⁹⁾とEC(当時、12か国)との統合交渉の結果、18か国による資本等の市場障壁を排除した「欧州経済地域議定書」(Agreement on European Economic Area,EEA)が調印(Oporto,5.2,1992)⁷⁰⁾され、西欧全域の「経済統合体」が成立する⁷¹⁾。政治経済等の統合

体（超国家）である EU が成立前に、EEA が成立する。同 EEA 議定書は、1993 年 3 月修正議定書が議会を通過して 1994 年 1 月 1 日以降に発効される。EEA は EC と EFTA 加盟国が「欧州単一市場」創設を目的とするもので、EC の目的と相違して経済取引に限定し、議定書は EC の組織等の全領域に及ぶものではない。

EEA は、競争の条件を等しくし、同一規則に準拠し、継続的に、調和の取れた取引、経済関係を促進させる（Part I, *Objectives and Principles*, Article.1.1）、ことを目標（aim）とする。この目標を達成するために、議定書の規定に準拠して「財（goods）、人、サービス、資本」の 4 項目の移動自由（free movement）、及び「競争を妨げず、その規則が公平性で在ることを保証する仕組みを設定し、研究開発、環境、教育、社会政策等、その他の領域で相互協力（cooperation）する」（Article.1.2）⁷²⁾。

EEA 議定書に調印した北欧諸国のうち、スウェーデンとフィンランドが、1995 年に EU に加盟している⁷³⁾。これにより、1995 年 1 月 1 日以降、両国は、EU 加盟国として、EEA に加盟しているものと取り扱われる（EEA Agreement, Final Act）。EU 加盟しないアイスランド、ノルウェー⁷⁴⁾も、経済統合体、EEA 加盟国で在る。

北欧諸国の経済活動が EU 諸国を含む欧州地域が中心に在ることが背景に在る。しかし、アイスランド、ノルウェーは、EEC、EC、EU 加盟を選択していない。この選択は、EC への主権移動に対する拒否、主に、EC がノルウェー、アイスランド漁民、農民への特別保護を付与することを否定したことが、EC 加盟否決を選択した事由で在る⁷⁵⁾。両国の経済活動成立させる主たる産業である漁業権益（さらに、農業・農産品保護）を保護することが在る。EC が思考する農業漁業産品と政策の基本方針は、EC 第 3 部共同体政策（Community Policies）第 2 表題「農業」（Agriculture）第 32 条第 1 項「共通市場は農業、農業生産物の取引に拡張される。農業生産物とは、土壌、牧畜農場、漁業生産物及びこれら生産物に調節関連した第一次製品を言う」。同第 4 項「農業生産物に関する共通市場の運営、展開は共通の農業政策を設定することで実行しなければならない」ことに在る。

EC 拡大の障害の一つが農業、魚業、その関連で在る。EEA は「財の自由移動」等（Article.1.2）を基本原則（Part I, *Objectives and Principles* and Part II, *Free Movement of Goods*）で在るが、これに条件等を付与することで西欧地域の経済共同体を成立させた。アイスランド、ノルウェーの EEA 加盟は、農業・漁業製品（Article.17-20）に関する条件付（Annex. II, III and Protocol.9, On Trade in Fish and other Marine Products）が付与されたことに在ると思量される。

農業・漁業の利害は経済域内、共通市場を形成させる障壁である。1990 年 12 月に行われた EC と EFTA 閣僚会議で、EFTA の EC 加盟、農業、漁業、協同裁判を行う「EC・EFTA 裁判所」（Court of Justice of the European Communities and EFTA Court）の権限と組織等、重大で微妙な課題が統合へ向けて論議されている。1991 年 6 月閣僚会議で漁業問題が議論されたが EC と EFTA の利害は相反し、同意した事項の文言、解釈が相違する事態も生じる。この課題は、10 月に合意する。EFTA

は EEA 域内では経済的、社会的な不平等を縮小されること等を決議した。ノルウェーの国民投票は EC 加盟から得られる便益より自主権、自己の経済的利益を保護することが EC 加盟拒否に投票した結果である。経済力差異、企業規模差異から、政治経済の独立性を選択するが、独立して経済活動を維持することは困難で在り、経済統合体への加盟を選択する。

西欧地域の経済統合は、EEC、EFTA、EEA に変遷する。EEA は西欧域内の経済統合、市場統合を実現させる。北欧諸国は EC、EFTA 加盟国として EEA に加盟する。経済統合は、経済活動、事業活動に関連する諸規則の加盟諸国の調和、統合が前提で在る。会社法は 4 つの財の自由移動に関連する規定に EFTA 加盟国が EC 会社法指令を履行する (Part.V, *Horizontal Provisions Relevant to the Four Freedoms*, Chapter.5, Company Law, Article.77 and Annex.XX II)⁷⁶⁾ と規定される。EEA 加盟国は企業 (会社) の財務報告書に関して、4、7、8 号会社法指令を遵守することになる。

北欧諸国は政治経済等の自主独立に諸国間の相互連携・依存、域内組織体の創設を試みてきた。しかし、北欧諸国は、西欧地域の政治経済の統合活動等に影響を受けながら、各国の政治経済組織、超国家への加盟に選択に差異が生じているが、共通の選択として経済統合組織体への加盟を選択した。経済的統合体 (共通市場を含む) への加盟選択は、統合体の条約に準拠して、企業の財務報告制度を決定させる。

企業財務報告制度は主に企業等が事業活動を行う経済体制、経済環境に対応して規定されてきた。北欧共通市場の試みは、「会社」の計算規定等を含む「北欧統一会社法試案」(Common Nordic Company Law Proposal) が作成され、EEC は加盟国等に対して、EEC 会社法指令、資本市場指令等を発布し、加盟国等はこれに準拠することを求め、EC が EEC 会社法指令を引き継ぎ、EU は、EEC 会社法指令等の法規定から民間組織の「財務報告基準設定団体」が発表する「国際会計基準」(International Accounting Standards, IAS)、「国際財務報告基準」(International Financial Reporting Standards, IFRS) に準拠することを決定する。財務報告制度が域内調整から地域調和、地域統合へと変遷は経済統合から政治経済組織体の形成、超国家の生成に対応する。EU 非加盟を選択した北欧諸国も EEA 議定書に調印する。EEA は会社法等を EEC 会社法指令に準拠することを規定していることから、北欧諸国の財務報告制度は EEC 会社法指令 (会計指令) を国内法 (会社法、会計法等) に取り組む⁷⁷⁾。但し、IAS、IFRS は、民間団体による財務報告制度の認識、測定、報告の枠組で在るが、財務報告制度が政治経済等の仕組、その選択に左右されることに相違はない。

V. 結論

本論は第二次大戦後の北欧諸国の企業財務報告制度を生成される政治経済等の組織体形成を時間軸から検証した。財務報告制度は、各国の文化、経済政治等の諸条件・環境 (変数) の相互関連から生み出される。さらに、諸条件・環境は時代とともに変遷する。北欧諸国の相互関係、西欧の相互関係、置かれた時代背景、環境、選択行動等を検証することが求められた。北欧諸国は、

北欧域内の諸組織の確立から中立・独立政策を模索するが、西欧域内の設立された諸組織体の政治経済行動が左右された。

北欧諸国は、歴史的（支配統制）、言語、文化、政治経済、課税制度、教育水準、国際貿易等の類似性から相互関係を構築してきた。北欧相互協力、社会制度、財務報告制度の調和化するための条件を揃えてもいる。調和を試みている。しかし、北欧諸国は、天然資源に恵まれるも、経済的に独立することが困難な地勢に在る。政治経済、防衛等は必然的に隣接する西欧諸国の諸動向に左右される。北欧諸国は、より大きな政治経済組織の形成に取り込まれていく。

各国の財務報告制度は各国独自（固有）の要因（変数）とその動向によって制定され、関連諸国で相互に統一することは困難で在る。しかし、経済活動が国境等の枠を取り除くことで進展する。このために諸制度の調整が試みられる。財務報告書を国家間で調和化することを目的とすれば、各国の状況に適合するように選択権を付与しなければならない。諸条件・環境が統一されるならば、制度を統一することが可能で在り、統一することが希求される。一方で、経済活動の拡大、これにともなう政治経済組織等を統一し、統一組織体のもとで運営、決定される機関の生成を創造する。統一組織体が確立するならば、その機関にもとで政治経済の諸制度は統一することが可能である。企業の財務報告制度は政治から無差別であると主張される。しかし、西欧諸国、北欧諸国の歴史的な展開から判断すると無差別ではない。経済的便益、共通市場の確立は、企業等経済活動を行う経済主体を規制する仕組みで在る、会社法、金融・証券規則、財務報告規則等の確立が必須要件である。

北欧諸国は、現在の欧州諸国の政治経済等の中心に在る超国家 EU に先んじて通貨統合等の相互連携の組織作りを成している。EEC、EFTA の設立と西欧域内で経済統合が模索される中で、1963 年、北欧諸国は域内の経済活動の障壁を取り除き自由な経済活動（北欧市場統合）を確立することを試みている。北欧域内の経済活動を自由に行うためには、事業活動を行う企業（会社）の規定、会社法を統一することが求められる。この北欧統一会社法の試案は、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの各国で会社法を調和させることを試みた。会社法の統一は企業の財務報告書の統一をとまなう。北欧諸国は、会社法に企業（会社）の財務報告書を「適切な会計実務」（God regnskabsskik, good accounting practice）に準じて作成することを規定した。北欧諸国は、国際的にいち早く、会社法、財務報告書の調和、統一を試みている。

北欧会社法の制定に向けた北欧諸国の会社（特に、有限責任会社）の財務報告制度の沿革、さらに、EC 等西欧経済的統合を目的として諸機構の設置が、北欧諸国の財務報告制度、特に、各国の会社法、会計法・年次財務諸表法に及ぼして経緯を考察することとも、会社財務報告書の国際的な会計基準が北欧諸国に及ぼしている状況を考察し、北欧各国の状況を考察するとともに、北欧諸国の連関の程度を究明した。

北欧域内は、企業規模の拡大、取引の拡大、域内取引、企業の資本市場の拡大、証券取引の拡

大、証券取引の域内調和、域内統合、拡大統合(NOREX、バルト諸国へ、さらにナスダック NOREX、NASDAQ OMX) に在る。経済活動の北欧域内、欧州地域、さらにグローバルへの拡大は、財務報告書、報告制度、開示規則の調和、統一をはかる契機で在るとともに、この事実に対応した選択をしなければならない。

- 1) 「欧州」は東西南北、中央等に区分される。本論は、第二次大戦後の経済等の組織体形成から、欧州を東西と区分し、これをもとに東西の組織体等に相互に関連する「北欧諸国」を独立させる。歴史的に、「環バルト海諸国」(北欧諸国とバルト3国等)等も形成されている。本論では、「欧州、西欧、北欧」が適宜使用する。
- 2) グローバル経済活動は、国際取引、国際投資(直接投資、ポートフォリオ)、多国籍企業、国際金融(資本市場)の段階を踏み、展開する。
- 3) 米国国務長官マーシャルが提唱する復興計画、マーシャルプランで在る。
- 4) 後に、西ドイツ、スペインが加盟する。復興計画は1952年まで継続され、その後、経済協力機構として機能する。OEECは、1960年12月14日(Paris)、欧州18か国とカナダ、アメリカ合衆国を加えて、「経済開発協力機構」(Organisation for Economic Co-operation and Development,OECD)の創設へ展開される。OEEC加盟国のうち、経済的市場統合を企図して6か国(EEC)と緩やかな経済的取引を目的として7か国(EFTA)に分割される。EFTAは1960年、「ストックホルム代表者会議」(Stockholm Convention)に於いてイギリス、北欧諸国等7か国(デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、オーストリア、ポルトガル、スイス、イギリス)が調印した。1949年、OEECに対抗するために、ソ連を中心として「経済相互援助会議」(Council for Mutual Economic Assistance,COMECON)が成立している。東欧諸国の経済統合で在るが、1991年、ソ連の政変により解散する。
- 5) 1949年、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、アイルランド、イタリアにより「欧州評議会」(Council of Europe)が設置される。統一体を達成するために加盟各国の共通資産の理念、原則を保護し、実現し、経済・社会進歩を促進させる、ことを目的としている。
- 6) 欧州国防共同体(European Defense Community)、欧州政治同盟(European Political Community)の創設が不成功の後、1955年、財、サービス、労働と資本の4経済的資源の域内の自由移動を目的して共通市場を形成する、ことに同意した。欧州経済共同体(EEC)の創設で在る。イギリスを中心としてより拡大された欧州の自由貿易域内を形成する試みは、1958年に失敗に帰す。これはイギリスによる英連邦への利益優先、米国との関連強化の主張、及びEC統合過程の弱体化を懸念した事由による。しかし、この試みは、1960年、EFTA形成を生むことになる。
Richard Kabrams, Peter K. Cornelius, Per L. Hedfors, Gunnar Tersman, *The Impact of the European Community's Internal Market on the EFTA*, 1990, International Money Fund, p.4.
- 7) 三つの協同体が併存する。それぞれ独立の設立条約にもとづいているが、経済統合を目的としている。三協同体は類似機構を有していることから、1965年4月併合条約が調印され、諸理事会・委員会が融合し欧州協同体の閣僚理事会とEC委員会が成立する。この結果、三協同体の活動を区分することなく「欧州共同体」の活動として理解され三共同体を欧州共同体(EC)と総称することが一般となった。
森本滋『EC会社法の形成と展開 加盟国会社法の調整とわが国会社法の改正』商事法務研究会,昭和59年,4-5頁。
- 8) 同委員会は後に「欧州自由貿易協定」(EFTA)設立の協定に用いられる経済課題、解決策を提案する。
- 9) 1954年の「北欧共通労働市場」設立協定をはじめ、旅券、社会保障などの相互調和を確立させている。
- 10) 防衛協定は1949年2月チヨコスロバキアに共産党(Communist)によるクーデター(coup d'etat)が生じ、

その懸念が北欧諸国、欧州全域へ生じられる起因となる。

- 11) しかし、1994年、NATO非加盟であるスウェーデン、フィンランドは「欧州大西洋協力理事会」(North Atlantic Cooperation Council、現在、『欧州・大西洋パートナーシップ理事会』(Euro-Atlantic Cooperation Council、EAPC)の枠組み「平和のためのパートナーシップ」(Partnership for Peace、PfP)に調印し、軍事協力目的として防衛方針等で協調している。
NATO加盟国は「北大西洋条約」(The North Atlantic Treaty、1949)に調印するが、発足時、米国、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、ポルトガル、ベネルクス三国と北欧3か国の12か国が調印する。NATOの目的は、「民主主義の原則、個人の自由及び法規則にもとづく、人民の自由、共通の財産及び文明を保護することを決定した。北大西洋域内の安定性及び幸福を促進することを追求する。集団防衛、和平及び安全の保持のための尽力することを約定すること決議した。それ故、北大西洋条約を締結する」(序文)と規定した。NATOは、加盟国への攻撃は加盟国全体への攻撃と見なし、集団自衛権を行使する(第5条)と規定し、加盟国の集団防衛、武力使用が基本である。
- 12) Stanley V.Anderson、*The Nordic Council:A Study of Scandinavian Regionalism*、University of Washington Press、1967、pp.9-10、pp.17-19.
- 13) *Ibid.*、p.19.
「年次総会」(the Session of the Nordic Assembly)は、各国首相、閣僚に加えて国会議員が北欧の諸問題を協議する場であり、毎年10月末又は11月初めに開催される。北欧議員協力の最高意思決定機関である。
- 14) 北欧理事会は、設立当初は、69名の代議員(デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンは各16名、アイスランドは5名)と政府代表から構成されている(Article 2、1952)。但し、政府代表は議決権を所持しない(Article.3)。
現在、北欧諸国の政府、自治領3地域の自治政府から選考された計87名、デンマーク16名、フィンランド18名、アイスランド7名、ノルウェーとスウェーデンは各20名を指名し、フェロー諸島、グリーンランドの議会及びオーランド諸島立法府は各2名を指名(Helsinki Agreement、Article.47)、テーマ別会議を春に設定し、秋に理事会を開く(The Statute of The Nordic Council、Article.1、Article.4)。
- 15) Stanley V.Anderson、*op.cit.*、pp.10-11.
- 16) 条約の目的は、序文に「文化、法律及び社会哲学(social philosophy)に関して、北欧の人々に存在している密接な関係、北欧諸国間の協力規模を促進、強化する；可能な限り多くの事項に関して、北欧諸国全体で規制の統一化を試みる；可能であれば北欧諸国のあらゆる領域で労働の適切な分配を達成する、北欧理事会及びその他協力機関で生じる北欧諸国の重要な協力努力を継続する」(Preamble to the Treaty of 23 March 1963)と規定する。
- 17) 1983年改訂の前文は、フェロー諸島、グリーンランド、オーランド諸島が適用することを規定する。北欧諸国と3地域の現在の北欧諸国の組織が形成された。現在、北欧理事会は、5か国の独立国と自治領である自治領グリーンランド、フェロー諸島、オーランド島の3地域の8か国・地域代表から構成されている。フェロー諸島、オーランド島は、1976年、グリーンランドは1983年に北欧理事会の構成員として認められた。
- 18) 条約は、改訂等が行われ「序、立法協力、文化協力、社会協力、経済協力、運輸・通信協力、環境保護領域協力、その他の協力、特別協定(agreement)、北欧協力の様式、北欧理事会、北欧閣僚会議、条約改訂、締結条項-1962年3月23日条約の最終条項」から構成されている。
- 19) 「北欧諸国の協力のために社会機関の設立を強化、拡大し、この目的のために北欧諸国間で調印した1962年ヘルシンキ合意を改訂することを思考し、それゆえ、北欧理事会に関する基本的規定をヘルシンキ合意に含める、さらに、北欧協力の全般的領域に権限を有する「北欧閣僚会議」(Nordic Council of Ministers)の規定をヘルシンキ合意に含める」(Preamble to the Agreement of 23 February 1971)。
- 20) 「北欧諸国(Nordic countries)、フェロー諸島、グリーンランド、オーランド諸島の人々により選任された会議、北欧諸国の政府、フェロー諸島、グリーンランド、オーランド諸島の自治政府(Home Rule Governments)が協力するのが北欧理事会である。北欧諸国、フェロー諸島、グリーンランド、オーランド諸島の全て又諸域内で協力することに付随する事項に提案を発議し、助言を行う権限(power)を有し、条約及びその他議定書が機能することが課せられる」(Helsinki Agreement、Article.45)。「北欧理事会は、勸

告 (recommendations) を採用し、主張 (representations) を作成し、北欧諸国の政府又は北欧閣僚会議に見解を発表する」(Helsinki Agreement, Article.46) (1983年改訂)。

北欧閣僚会議 (NR) は「北欧諸国 (Nordic countries) の政府が協力するのが北欧閣僚会議である。フェロー諸島、グリーンランド、オーランド諸島の自治政府 (Home Rule Governments) は北欧閣僚会議の課業に参加する。北欧閣僚会議は本条約及び北欧諸国間のその他の議定書に明記された範囲で意思決定を行う。さらに、北欧諸国政府間の協力及び政府と北欧理事会間のその他協力に関する事象に責任を負う」(Helsinki Agreement, Article.60)。

- 21) 北欧投資銀行 (Nordic Investment Bank) は、1957年 (ヘルシンキ)、北欧理事会の北欧協力関係の議題の一つでも在る。北欧投資銀行の目的は、海外資本を取得し、北欧諸国の共通な利益となる通信、共同事業等に投下し、北欧諸国の経済を長期間の拡大に寄与する。当初、アイスランドを除く、4か国が、スウェーデンが2、残り3か国が1の割合で出資する。

Frantz Wendt, *The Nordoc Council and Co-operation in Scandinavia*, Biabco Luno, 1959, pp.185-189, pp.202-204.

- 22) 条文は Stanley V.Anderson, *The Nordic Council: A Study of Scandinavian Regionalism*, University of Washington Press, 1967, にもとづく。

- 23) Stanley V.Anderson, *op.cit.*, p.15.

- 24) 「北欧議員連盟」は、「北欧議員連盟規約第1条目的」を「デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンの国会議員連盟から成る。議員団間の相互協力を通じて、連盟の全体目的を促進させ、北欧諸国の相互理解を進展させるために、北欧諸国間の利害となる国際的法の課題、その他の課題を検討することを目的とする」(*The Statute of the Nordic Inter-Parliamentary Union*, I.Purpose.1949) と規定する。

- 25) 北欧理事会は NIPU に比べ、公式手続が多く採用され、年次総会の期間が長く、取扱う課題もかなり多く、広報活動に多くに注意を払い、年次総会は、規定数の閣僚代理に、文官、専門家を有し、永続的な事務組織を創設し、かなりの暫定活動を行っている。

Stanley V.Anderson, *op.cit.*, pp.16-17.

- 26) 現在、北欧理事会は、5か国の独立国と自治領であるグリーンランド、フェロー諸島、オーランド島の3地域の8か国・地域代表から構成されている。フェロー諸島、オーランド島は、1976年、グリーンランドは1983年に北欧理事会の構成員として認められた。

北欧理事会は、各国国会議員から選考された87名から成り、テーマ別会議を春に設定し、秋に理事会を開く。北欧理事会と北欧閣僚会議の指針は、1962年「ヘルシンキ条約」(Helsingforsavtalet, Helsinki Treaty 1962) に規定された。

- 27) デンマーク、ノルウェー、スウェーデンは「経済協力担当相」(Minister of Economic Cooperation) を指名し、外務、商務、財務、関連機関から成る委員会を組織する。北欧経済協同合同評議会は1954年、「北欧経済協力協議会」(Nordic Economic Cooperation Committee, NEEC) に組織変更している。1956年8月、フィンランドは3名の協議会委員を加える。

Stanley V.Anderson, *op.cit.*, p.115.

- 28) *Ibid.*, p.125.

Erik Solem, *The Nordic Council and Scandinavian Integration*, Praeger, 1977, p.67.

- 29) 戦争による経済的損害はノルウェー以外にも及ぶことから、ノルウェーの主張も確たる事由となるものでもなく、北欧諸国で一定の協定が取り結ばれるなかで、ノルウェーの主張により、一定項目の財を非関税とする可能性を検討する協議会を設けている。

Erik Solem, *ibid.*, pp.67-68.

- 30) *Ibid.*, p.68.

- 31) *Ibid.*, pp.183-185.

- 32) 年次総会以外の北欧理事会の組織は、Stanley V.Anderson (pp.26-55) を参照のこと。

- 33) 水力発電は1948年から1951年にデンマーク、スウェーデン及びノルウェー間で行われた。

- 34) Stanley V.Anderson, *op.cit.*, p.126.

35) Frantz Wendt., *ibid.*, pp.171-172.

北欧理事会の勧告にもとづき、1954年10月30日、31日に Harpsund にデンマーク、スウェーデンノルウェーの各首相、外相、財務相、経済相からなる協議会が持たれた。この協議会の主たる目的は北欧共通市場を確立する準備の枠組みを策定することにある。調査研究を行い経済協力の計画作成と組織を任務とする「閣僚協議会」(Ministerial Committee)を組織し、さらに、必要な調査研究を行う各国政府代表3から4名から構成される「北欧協力協議会」(Scandinavian Co-operation Committee)が設けられた。同協議会は政府内部統制の調整、国内の産業、実業界、労働団体との調整を行う。

閣僚協議会の課題は、共通スカンジナビア市場がスカンジナビア諸国以外の取引を拡大する条件、国際機関、特に「関税及び貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade, GATT)加盟国となる条項と調和可能となる条件を定義することにもある。

Ibid., pp.173-175.

農産物は調査報告書から除外された。ノルウェー、スウェーデンの農業(地)の土壌、気候風土とデンマークと差異は農産物の品質差異を生み、北欧諸国間の市場競争に大きな差異を生じさせている。国内農業を保護するために補助金を支出する仕組みはデンマーク農産物の自由取引を容認することでスウェーデン、ノルウェーの農業を崩壊させることになる。NOEDEK(1969-70)の課題として再度取り上げられることになる。

Erik Solem *op.cit.*, pp.68-71.

Frantz Wendt., *ibid.*, pp.165-166.

Stanley V.Anderson., *op.cit.*, pp.126-128.

36) Erik Solem., *ibid.*, p.72.

37) Frantz Wendt., *op.cit.*, pp.182-183.

38) *Ibid.*, pp.185-189.

39) *Ibid.*, pp.189-192.

40) *Ibid.*, p.192.

41) *Ibid.*, pp.225-226.

42) この会議には、北欧4か国の中央銀行が北欧経済協力協議会の提案に準じて、相互資本供給の協力を協議すること整われていることが宣言されている。

Frantz Wendt., *op.cit.*, p.233.

43) Erik Solem., *op.cit.*, p.73.

44) 1957年3月EECが創設の調印がされる。OEECは、欧州共通市場を検討している。農産物の自由取引がイギリスから主張されるが、イギリスとその他諸国の関係から、この提言は取り下げられ、イギリスは政治的な判断にもとづいて、自由取引領域を創設する方向に向かい。EECが創設される前に、17か国による農産物等の自由取引を行う欧州自由貿易協議(European Free Trade Negotiations)が行われている。設立後も、協議がもたれているが同意に至らなかった。EECへの差別取引が不利益となるEEC非加盟国は、イギリスが提言するEFTAの創設に、北欧諸国も支持することになる。

Frantz Wendt., *op.cit.*, pp.209-211, pp.219-225.

45) *Ibid.*, p.76.

46) フェロー諸島、グリーンランド、ジブラルタル、マルタは、加盟国が自治領等として承認する場合、同協定に調印する欧州地域とする(Article 43, Annex F)。

47) 当時、フィンランドは、ソ連邦との経済関係の維持、拡大が優先し、アイスランドは、輸出品の95%を占める漁業製品(加工品を含む)の問題が解決していなかったことが、北欧諸国と同一歩調を取らなかった事由でも在る。

48) 北欧理事会は政府に経済協力を促進する効果的な体制を確立することを勧告した。これに対して政府は、北欧理事会に北欧諸国間の経済協力の多くは、EFTA、GATT、OEECの枠組みの中で実行していることを報告している。EFTA創設以来、北欧諸国の輸出、北欧諸国間の輸出入は大幅な拡大を示し、北欧諸国の関税同盟創設の経済的意味を喪失させている。しかし北欧諸国はEFTA市場の北欧諸国以外の諸国と取引を集中させたために、取引額総額は経済的に小さな割合でしかない。特定産業に特化することで経済的

機会を得ている。フィンランド、ノルウェーのバルブと製紙、スウェーデンは全産業で恩恵を受けた。
Erik Solem.op.cit.,pp.76-78.

49) *Ibid.*,p.76.

50) *Ibid.*,p.78

51) このことは、ノルウェー、後に EFTA 加盟国となるアイスランドの両国が、EC、EU 加盟を問う国民投票に、漁民が反対する起因にもなる。

52) Richard Kabrams,Peter K Cornelius,Per L.Hedfors,Gunnar Tersman,*The Impact of the European Community's Internal Market on the EFTA*,1990,International Money Fund,p.4

1961年3月、EFTAとフィンランドと共同体の設立すること議定書に調印する。EFTA7か国との貿易取引から重要性に鑑みでの判断である。しかし、フィンランドが正式加盟国となるのは、1986年である。アイスランドの経済は漁業品の輸出に依存する。漁業品は EFTA 工業製品の自由貿易取引から便益を得ることがない。アイスランドが EFTA 非加盟の事由がこの点に在る。北欧諸国はアイスランド支援目的で「工業化基金」(Industrialization Fund)を創設し、EFTA 市場への工業製品に関する関税と割当を免除する方針を採択する。このことがアイスランドの北欧諸国の調和、EFTA 加盟を促進させている。

53) Thrsé Blanchet,Risto Piipponen,Maria Westman Clement,*The Agreement on the European Economic Area (EEA)*,Clarendon Press,1994,pp.1-5.

54) イギリス政府は、EC 加盟に向けて 1966 年、1967 年に再度、EC と加盟協議を行うが、加盟決定に至らなかった。

55) EFTA 諸国とは、1) 欧州の関税障壁を再構築する協議を含めない、2) EEC 非加盟申請国との協議は、EEC 加盟申請国と同時に議論する、ことを協議の原則とした。デンマーク、イギリス等を含む拡大 EEC が調印された。1972 年、EEC とアイスランド、スウェーデン等、1973 年、ノルウェー、フィンランドと自由貿易協定を結ぶ。

EEC と EFTA が自由貿易協定を締結することは、西欧州の経済統合を企図して組織された EEC と EFTA の目的を統合する方向を促進させるとともに、EEC と EFTA 間の実質的な協調の基礎を提供する。

56) 1973 年、デンマーク領グリーンランドはデンマークが EEC に加盟したこととともない EEC に加盟する。しかし、先に述べたようにグリーンランドはデンマークの自治領となり自治権が付与され、国際諸機関への加盟等を独自に行うことができる。1985 年、EEC の共通漁業政策によりグリーンランド近海の漁場の乱獲を招いたことを起因として EC を脱退している。

57) 結果、ノルウェーは、EFTA 諸国が EC 加盟を希求しない決定する期間、EC と自由貿易協定を結ぶ。

58) 単一欧州法の制定目的として、序文は、「EC 条約にもとづく作業を継続し、1983 年 6 月シュットガルト宣言により加盟国全体を欧州連合 (European unity) に移行する。域内の政治経済統合、国際的安全保障への貢献、経済通貨同盟、欧州通貨制度 (European Monetary System,EMS) 導入決議、貨幣協力を実施する欧州中央銀行等を斟酌する」、「EC と欧州政治協力 (European Political Co-operation,OPC) は欧州連合に向けて具体的な展開に貢献する」(Article.1) と規定し、1992 年 12 月 31 日に至るまでに実現することを表明する。現在の EU が保持する政治経済、社会組織体制が規定される。

59) 田中俊郎、小久保康之、鶴岡路人編『EU の国際政治』慶應義塾大学出版会,2007,12-15 頁。

60) 後に「警察刑事司法協力」(Police and Judicial Cooperation in Criminal Matters,PJCC)となる。

61) EU と EC は、本来、EU 条約と EC 条約を締結した組織体をして運営されている。

62) 共通の防衛政策、「欧州市民権」(a citizenship of the Union)による権利保護の強化、司法協力の進展等が規定される (Article.B)。

63) ユーロが導入される以前に、米ドルの弱体により生じていた為替変動に代わる仕組として 1979 年に「欧州通貨制度」(EMS)が確立している。

64) 北欧諸国は、「マルカ」を統一通貨として域内で形成した時期がある。経済統合、域内統一組織体を形成するには域内で流通する支払手段等として統一通貨が必需手段である。

65) EC 加盟国のデンマークは、1992 年 6 月に実施された国民投票でマーストリヒト条約の批准を否決している。国家主権の喪失危機、福祉水準の低下等が主因に挙げられる。しかし、1992 年 12 月エディンバラ欧州理事会は、デンマークに対して、欧州市民権、経済通貨同盟、共通防衛、司法内務協定等を保留

する特別処置（適用除外規定）が認められることで、再度、1993年5月に国民投票を行う。この投票の結果、条約批准を承認した。さらに、2000年9月に実施された単一通貨ユーロ参加の国民投票はこれを否決している。

2003年、スウェーデンはユーロ参加を国民投票の結果、これを否決している。

- 66) 1984年5月23日、スウェーデン、ヴィスビュー（Visby）で開催されたEFTA会議で承認される。
- 67) 製品規格の調和による工業製品の流通拡大、自由貿易疎外規則の制定、政府調達自由、さらに、研究開発、運輸、社会保障、文化、消費者保護、エネルギー、環境、知財等の領域で協力関係を視野に入れている。失業問題等のマクロ経済政策が予想されている、人、資本の自由移動に関する規定はない。
Miles Lee, ed, *The European Union and the Nordic Countries*, Routledge, 1996, p. 50.
- 68) *Ibid.*, pp. 50-51.
単一市場（a Single Market）に対応して、EEAは同一規則、ECの枠内で展開される。
- 69) EFTAは、独自の協力関係、貿易自由化協定を各国と締結する。1967年、ユーゴスラビアとの協力関係の作業グループを組織し、1983年ベルゲン宣言で協力関係を締結、1980年5月スペインと協定を締結、さらに、1990年イェテボリのEFTA閣僚会議で第三国との自由貿易協定のネットワークを確立することを決定し、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、チェコスロバキアとの自由貿易協定、1991年トルコ、1992年イスラエルと自由貿易協定を締結している。
1995年、EFTA閣僚会議は欧州の政治的、社会的、経済的安定の必要性に対応するために、EUの政策と同等な方針を採用することを決議した。EUとの共同歩調を取るとともに、同年、スロベニア、ベルト三国と自由貿易協定を締結する。
- 70) EEA議定書の調印は、1992年に行われる。このため、この時点でECを構成しているEECとEFTAとの調印であると表現する場合もある。
同日、EFTA首脳はEFTA監督機関（EFTA Surveillance Authority, ESA）、EFTA裁判所、常任委員会の設置議定書に調印する。
- 71) EEAの成立は「西欧」と言われる地域の大半を占める経済統合が確立したことになる。しかし、EFTA加盟国のうち「スイス」は、独自の経済関係を締結し、EEA議定書に調印していない。さらに、EEAは、ECがEUへの組織を展開、EU加盟国の増加とともに加盟国が拡大する。
- 72) 4つの財以外、研究開発、環境、教育訓練、社会政策、中小規模会社、ツーリズム、市民保護等の協力が規定されている。（Part. VI, Cooperation Outside the Four Freedoms）。
- 73) スウェーデンは、1989年、1991年、フィンランドは1992年3月、ノルウェーは1993年3月にEU加盟申請を行っている。
- 74) 政府のEU加盟申請も、1994年11月28日、EU加盟を問う国民投票の結果、加盟を否決している。
- 75) 1958年、アイスランドが12海里に漁業専管領域を定めたことから生じたイギリスとの第一次「タラ戦争」、1974年、200海里に漁業専管領域を定めたことによる第二次タラ戦争が再戦し、1976年、イギリスと国交を断絶する。しかし、同年、6か月間に限定して200海里内の漁を容認することでタラ戦争は終結する。アイスランドには、漁業権益が経済を存立させる最低の条件であることを示す事実である。
ECの漁業領域の共通政策は1970年に遡る。原則は、加盟国の漁業者は加盟国の領海へ等しく稼働することを容認する。しかし、小規模漁船が自己の本港に近い漁場で操業することが可能とするために、伝統的に漁をしている漁場を持つ漁業者には、近海領域を認めている。漁業製品にも共通政策が採用されている。1976年、領海を12海里から200海里が採用された。1983年、「共通漁業方針」（Common Fisheries Policy, CFP）が設けられ、漁業資源等を規定で管理し、国際的な利害を保護することが目的である。現在、EUの中に設置されている。2002年、持続可能な発展のために、環境、経済及び社会観点から漁業を保護することを目的に新方針が採択されている。
- 76) 会社法以外に、Part. Vは社会政策（Chapter 1, Social Policy）、消費者保護（Consumer Protection Chapter 2 and Annex. XIX）、環境（Chapter 3, Environment）、統計（Chapter 4, Statistics）を規定する。
- 77) 木村敏夫「財務報告制度の国際的統一—北欧統一規定からEC会社法指令へ」『流通科学大学論集』（経済・経営情報編）第14巻第2号, 57-70頁。

[主な参考文献]

- Aisbitt Sally., Harmonization of financial reporting before the European Company Law Directives: the case of Nordic Companies Act, *Accounting Business Research*, Vol.32, No.2, pp.105-117.
- Aisbitt Sally., *The Harmonization of Financial Reporting in the Nordic countries*, PhD Thesis submitted in Department of Economics, 2000.
- Aisbitt Sally., Measurement of harmony of financial reporting within and between countries: the case of the Nordic countries, *European Accounting Review*, Vol.10, No.1, pp.51-72.
- Agami Abedel and Monsen Norvald., An Appraisal of Efforts by the Nordic Countries Toward Accounting Standards Harmonization, *Journal of International Accounting Auditing & Taxation*, Vol.4, No.2, 1995, pp.185-203.
- Anderson V.Stanley., *The Nordic Council: A Study of Scandinavian Regionalism*, University of Washington Press, 1967.
- Balassa Bela., *The Theory of Economic Integration*, Irwin, 1961.
- David Kirby., *A Concise History of Finland*, Cambridge University Press, 2006 (百瀬宏、石野裕子監訳『フィンランドの歴史』明石書店, 2008年)。
- Fagerberg Jan and Lundberg Lars, ed., *European Economics Integration: A Nordic Perspective*, Avebury, 1993.
- Fellman Susanna et al ed., *Creating Nordic Capitalism, the business history of a competitive periphery*, Palgrave, 2008.
- Flower John ed., *The Regulation of Financial Reporting in the Nordic Countries*, FRITZES, 1994.
- Flower John and Ebbers Gabi., *Global Financial Reporting*, Palgrave, 2002.
- Flower John., *European Financial Reporting, Adapting to a Changing World*, Palgrave, 2004.
- Gunnar Karlsson., *A Brief History of Iceland*, [English translation by Anna Yates] Mál og menning, 2000 (岡崎憲美監訳『アイスランド小史』早稲田大学出版部, 2002年)。
- Ingebritsen Christine., *The Nordic States and European Unity*, Cornell University Press, 1998.
- Jeffrey Harrop., *The Political Economy of Integration in the European Community*, Edward Elgar, 1991.
- Kristensen Hull Peer and Lilja Kari, ed., *Nordic Capitalisms and Globalization, New Forms of Economic Organization and Welfare Institutions*, Oxford, 2011.
- Lene Hansen and Mæver ed., *European Integration and National Identity, The Challenge of the Nordic states*, Routledge, 2002.
- Méndez-Pineda Elvira., *EC and EEA Law, A Comparative Study of the Effectiveness of European Law*, European Law Publishing, 2009.
- Miles Lee, ed., *The European Union and the Nordic Countries*, Routledge, 1996.
- Mjøset Lars., Nordic economic policies in the 1970s and 1980s, *International Organization*, 41, No.3, Summer (1987), pp.403-456.
- Monsen Norvald, Wallace A.Wanda., Evolving Financial Reporting Practices: A Comparative Study of the Nordic Countries' Harmonization Efforts, *Contemporary Accounting Research*, Vol.11, No.2, pp.973-97.
- Øivind Stenersen, Ivar Libæk., *The History of Norway: from the Ice Age to Today*, Dinamo Forlag, 2003 (岡崎憲美監訳『ノルウェーの歴史』早稲田大学出版部, 2005年)。
- Richard Kabrams, Peter K Cornelius, Per L.Hedfors, Gunnar Tersman, The Impact of the European Community's Internal Market on the EFTA, *International Money Fund.*, 1990.
- Saskia Sassen., *Losing Control? Sovereignty in an Age of Globalization*, Columbia University Press, 1996 (伊豫谷登士翁訳『グローバリゼーションの時代』平凡社選書, 1999年)。
- Solem Erik., *The Nordic Council and Scandinavian Integration*, Praeger, 1977.
- Susanna Fellman, Iverson J.Martin, Sjögren Hans, Thue Lars., *Creating Nordic Capitalism*, Palgrave, 2008.
- Stråth Bo., *Nordic Industry and Nordic Economic Cooperation*, Almqvist & Wilsell International, 1978.
- Sven Norberg, Karin Hokborg, Martin Johansson, Dan Eliasson, Lucien Dedichen., *The European Economic Area: EEA Law, A Commentary on the EEA Agreement*, Fritzes, 1993.
- Threse Blanchet, Risto Piipponen, Maria Westman Clement., *The Agreement on the European Economic Area (EEA)*, Clarendon Press, 1994.
- Wendt Frantz., *The Nordic Council and Co-operation in Scandinavia*, Biabco Luno, 1959.

- 石渡利康『北欧共同体の研究』高文堂出版社,昭和61年.
- 石渡利康『北欧安全保障の研究』高文堂出版社,1990年.
- 猪木武徳『戦後世界経済史：自由と平等の視点から』中公新書,2009年.
- 伊豫谷登士翁『グローバリゼーションとは何かー液化化する世界を読み解く』平凡社新著,2009年.
- 大島美徳「(研究ノート)北欧統合研究の現状」『国際政治』第77号(1984年),125-139頁.
- 大野文子『スウェーデン近代会計の動向』白桃書房,2004年.
- 遠藤乾編『ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会,2008年.
- 梶田孝道『結合と分裂のヨーロッパ』岩波新書,1993年.
- 加藤恭彦編著『多国籍企業経営とEC会社法指令』同文館,昭和63年.
- 木村尚三郎『西欧文明の原像』講談社学術文庫,昭和63年.
- 木村敏夫「財務報告制度の国際的統一ー北欧統一規定からEC会社法指令へ」『流通科学大学論集』(経済・経営編)第14巻第2号,57-70頁.
- 熊野聰『北欧初期社会の研究』未来社,1986年.
- 熊野聰『サガから歴史へ』東海大学出版会,1994年.
- 黒田全紀『EC会計制度調和化論』有斐閣,1989年.
- 志摩園子『物語バルト三国の歴史』中公新書,2004年.
- 五月女律子「北欧地域協力のメカニズムー共同体の促進要因としての安全保障・経済協力構想とその挫折」『国際政治』第111号(1996年),84-99頁.
- 五月女律子『北欧協力の展開』木鐸社,2004年.
- 島崎久彌『ヨーロッパ通貨統合の展開』日本評論社,1987年.
- 清水貞俊『欧州統合への道 ECからEUへ』ミネルヴァ書房,1998年.
- 庄司克宏『欧州連合』岩波新書,2007年.
- 進藤榮一『アジア力の世紀ーどう生き抜くのか』岩波新書,2013年.
- 武田安弘編著『財務報告制度の国際比較』税務経理協会,平成13年.
- 武田龍夫『白夜の国ぐに 米ソ対立の谷間で』中公新書,1985年.
- 武田龍夫『物語 北欧の歴史』中公新書,1993年.
- 武田龍夫『北欧の外交』東海大学出版会,1998年.
- 田中俊郎,小久保康之,鶴岡路人編『EUの国際政治』慶應義塾大学出版会,2007年.
- 谷口長世『NATO』岩波新著,2000年.
- 戸崎徹『欧州共同体』成文堂,1980年.
- 戸崎徹『増補版欧州共同体』成文堂,1983年.
- 橋本淳編『デンマークの歴史』創元社,2004年.
- 羽場久滉子『拡大ヨーロッパの挑戦』中公新書,2004年.
- 羽場久滉子『拡大するヨーロッパ：中欧の模索』岩波書店,2005年.
- 細谷千博・南義清共編著『欧州共同体(EC)の研究』新有堂,1980年.
- 茂木虎雄『近代会計成立史論』未来社,1969年.
- 百瀬宏編『下位地域協力と転換期国際関係』有信堂,1996年.
- 百瀬宏・志摩園子・大島美徳『環バルト海：地域協力のゆくえ』岩波新書,1995年.
- 森井裕一編『国際関係の中の拡大EU』信山社,2005年.
- 森本滋『EC会社法の形成と展開：加盟国会社法の調整とわが国会社法の改正』商事法務研究会,昭和59年.
- 山本武彦「第5章北欧諸国間協力の展開と構造」『外務省調査月報』Vol.26(1984年),No.1,57-76頁.
- 吉武信彦『国民投票と欧州統一ーデンマーク・EU関係史』勁草書房,2005年.
- 吉武信彦「ECとグリーンランドー脱退問題の展開と帰結」『法学政治学論究』第2号,101-131頁.
- 早稲田大学社会科学研究所北欧部会編『北欧デモクラシーーその成立と展開』早稲田大学出版部,1982年.